

専有部分の家屋番号	18-5-2 ~ 18-5-6 18-5-7 18-5-8 18-5-9 18-5-10 ~ 18-5-25 18-5-26 ~ 18-5-28				
表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成4年2月20日	所在図番号	余白	
所在	渋谷区本町一丁目 18番地5			余白	
① 構造	② 床面積 m ²		原因及びその日付【登記の日付】		
鉄骨鉄筋コンクリート造・陸屋根・7階建	1階	129 78	余白		
	2階	134 34			
	3階	134 78			
	4階	134 78			
	5階	134 78			
	6階	134 78			
	7階	134 78			
余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年2月20日			

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	0110000091964
家屋番号	本町一丁目 18番5の2		余白	
建物の名称	303		余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	3階部分 26 3.4	昭和49年3月28日新築	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年2月20日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和60年10月31日 第34042号	原因 昭和60年10月31日売買 所有者 渋谷区幡ヶ谷三丁目7番2号 井上武司 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年2月20日
2	所有権移転	平成13年12月28日 第32261号	原因 平成13年12月28日売買 所有者 岡山県岡山市国体町4番30-230 5号 三上伸司
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成22年10月18日 第20568号	原因 平成22年5月20日住所移転 住所 岡山市北区今一丁目12番28号
3	所有権移転	平成22年10月18日 第20569号	原因 平成22年10月18日売買 所有者 東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目61番6号 柴田隆史

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	3番登記名義人住所変更	平成28年8月5日 第34075号	原因 平成22年12月26日住所移転 住所 東京都渋谷区本町一丁目18番2-303号
4	仮差押	平成28年5月2日 第19709号	原因 平成28年4月28日東京地方裁判所仮差押命令 債権者 山梨県南都留郡忍野村忍草3218番地1ロイヤル山中湖ハイム306号 尾崎洋
5	所有権移転	平成28年8月5日 第34076号	原因 平成28年7月28日売買 所有者 山梨県南都留郡忍野村忍草3218番地1ロイヤル山中湖ハイム306号 尾崎洋
6	4番仮差押登記抹消	平成28年9月21日 第39667号	原因 平成28年9月16日取下
7	所有権移転	平成29年1月19日 第1880号	原因 平成29年1月19日売買 所有者 東京都練馬区土支田三丁目18番5号 株式会社シンセイハウジング

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和60年10月31日 第34043号	原因 昭和60年10月31日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,080万円 利息 年7.8% 年365日日割計算 損害金 年1.8% 年365日日割計算 債務者 渋谷区本町一丁目2番4号 井上武司 抵当権者 新宿区新宿五丁目9番2号 八千代信用金庫 (取扱店 代々木支店) 共同担保 目録(と)第199号 順位3番の登記を移記
2	根抵当権設定	平成2年7月24日 第22149号	原因 平成2年7月24日設定 極度額 金1,800万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 渋谷区本町三丁目49番15号 有限会社初台タイセイデンカ 根抵当権者 新宿区新宿五丁目9番2号 八千代信用金庫 共同担保 目録(ぬ)第2630号 順位4番の登記を移記
3	根抵当権設定	平成2年8月8日 第24075号	原因 平成2年8月8日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 渋谷区本町三丁目49番15号 有限会社初台タイセイデンカ 根抵当権者 大阪市中央区北浜四丁目6番5号 株式会社住友銀行 (取扱店 新宿新都心支店) 共同担保 目録(ぬ)第2784号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			順位5番の登記を移記
付記1号	3番根抵当権移転	平成3年2月22日 第4404号	原因 平成3年2月22日譲渡 根抵当権者 新宿区新宿五丁目9番2号 八千代信用金庫 順位5番付記1号の登記を移記
付記2号	3番根抵当権変更	平成3年2月22日 第4405号	原因 平成3年2月22日変更 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位5番付記2号の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年2月20日
4	1番抵当権抹消	平成5年7月14日 第15097号	原因 平成5年7月13日弁済
5	2番根抵当権抹消	平成13年12月28日 第32258号	原因 平成13年12月28日解除
6	3番根抵当権抹消	平成13年12月28日 第32259号	原因 平成13年12月28日解除
7	根抵当権設定	平成29年1月19日 第1882号	原因 平成29年1月19日設定 極度額 金1,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 電子記録債権 債務者 東京都練馬区土支田三丁目18番5号 株式会社シンセイハウジング 根抵当権者 東京都荒川区荒川三丁目79番7 号 城北信用金庫 共同担保 目録(※)第874号

共同担保目録

記号及び番号	(と)第199号	調製	平成4年6月11日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	渋谷区本町一丁目 18番地5 家屋番号 本町 一丁目 18番5の2の建物	1	平成5年7月14日受付第15097号抹消
2	渋谷区本町一丁目 18番5の土地 井上武司持分	4	平成5年7月14日受付第15097号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定 により移記 平成4年6月11日
	余白	余白	平成5年7月14日全部抹消

共同担保目録

記号及び番号	(ゆ)第2630号	調製	平成4年6月11日
--------	-----------	----	-----------

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	渋谷区本町一丁目 18番地5 家屋番号 本町一丁目 18番5の2の建物	2	平成13年12月28日受付第32258号抹消
2	渋谷区本町一丁目 18番5の土地 井上武司持分	18	平成13年12月28日受付第32258号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成4年6月11日
	余白	余白	平成13年12月28日全部抹消

共同担保目録

記号及び番号		(※)第2784号		調製	平成4年6月11日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	渋谷区幡ヶ谷三丁目 7番8の土地	2	平成23年4月1日受付第7197号抹消		
2	渋谷区幡ヶ谷三丁目 7番9の土地	3	平成23年4月1日受付第7197号抹消		
3	渋谷区幡ヶ谷三丁目 7番地9 家屋番号 7番9の建物 渋谷区幡ヶ谷三丁目 7番地9、7番地8 家屋番号 7番9の建物	3	平成15年1月14日受付第584号変更(所在) 平成23年4月1日受付第7197号抹消		
4	渋谷区本町一丁目 18番地5 家屋番号 本町一丁目 18番5の2の建物	3	平成13年12月28日受付第32259号抹消		
5	渋谷区本町一丁目 18番5の土地 井上武司持分	19	平成13年12月28日受付第32259号抹消		
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成4年6月11日		
	余白	余白	平成23年4月1日全部抹消		

共同担保目録

記号及び番号		(※)第874号		調製	平成29年1月19日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	渋谷区本町一丁目 18番地5 家屋番号 本町一丁目 18番5の2の建物	7	余白		
2	渋谷区本町一丁目 18番5の土地 株式会社シンセイハウジング持分	92	余白		

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局渋谷出張所管轄)

平成29年2月2日

東京法務局新宿出張所

登記官

小寺進



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K02718 (1/1)

4/4

表題部 (土地の表示)		調製	平成4年2月20日	不動産番号	0110000087041
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	渋谷区本町一丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積	町反畝	歩	原因及びその日付〔登記の日付〕
18番5	宅地	④	17	28	[余白]
[余白]	[余白]		22	82	③本番5、34に分筆 〔昭和44年6月5日〕
[余白]	[余白]		154	66	③18番6、18番25、18番40を合筆 〔昭和48年3月2日〕
[余白]	[余白]	[余白]			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年2月20日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
120	柴田隆史持分全部移転	平成28年8月5日 第34077号	原因 平成28年7月28日売買 共有者 山梨県南都留郡忍野村忍草3218番 地1ロイヤル山中湖ハイム306号 持分6万9498分の2634 尾崎洋
125	尾崎洋持分全部移転	平成29年1月19日 第1881号	原因 平成29年1月19日売買 共有者 東京都練馬区土支田三丁目18番5号 持分6万9498分の2634 株式会社シンセイハウジング

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
92	株式会社シンセイハウジング持分根 抵当権設定	平成29年1月19日 第1882号	原因 平成29年1月19日設定 極度額 金1,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 電子記録債権 債務者 東京都練馬区土支田三丁目18番5号 株式会社シンセイハウジング 根抵当権者 東京都荒川区荒川三丁目79番7 号 城北信用金庫 共同担保 目録(※)第874号

これは登記記録に記録されている事項の甲区120番、125番、乙区92番事項を証明した書面である。
 (東京法務局渋谷出張所管轄)
 平成29年2月3日
 東京法務局練馬出張所

登記官

深津家久



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。